

令和2年度 紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（基礎調査）
業務委託プロポーザル募集要領

※企画提案書を提出しようとする事業者は必ず「入札参加申込書（様式1）」を令和2年8月13日（木）17時00分までに提出すること。入札参加申込書を提出しなかった場合は、企画提案書は受付できません。

1 業務名

令和2年度紀伊半島地域における外国人観光客二次交通対策推進事業（基礎調査）業務委託

2 業務目的等

別添仕様書のとおり

3 参加資格に関する事項

次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (4) 国税、県税（県内事業者のみ）について未納のない者。

4 連絡先及び提出先

担当者：紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局 板谷
（※和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課内）

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話：073-441-2785

ファクシミリ：073-427-1523

E-mail：itatani_y0001@pref.wakayama.lg.jp（板谷）

※ファクシミリ又はE-mailでの提出は、送付確認の電話をすること。

5 スケジュール

項 目	日 程
・企画提案書作成に係る質問受付	令和2年8月13日（木）17時00分まで
・入札参加申込書提出期限	令和2年8月13日（木）17時00分まで
・企画提案書の受付期間	令和2年8月20日（木）17時00分まで
・選定結果の通知・公表	令和2年8月28日（金）（予定）

6 入札参加申込書提出期限

(1) 申込期限：令和2年8月13日（木）17時00分まで

(2) 申込方法：「入札参加申込書」（様式1）によりファクシミリ又は電子メールで「4連絡先

及び提出先」まで。

※提出後、入札参加申込書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行うこと。

7 企画提案書作成に係る質問について

- (1) 質問期限：令和2年8月13日（木）17時00分まで
- (2) 質問方法：「質問票」（様式2）をファクシミリ又は電子メールで「4 連絡先及び提出先」まで送付すること。提出後、質問書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行うこと。
- (3) 質問回答：随時、和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課のウェブサイト上で公表

8 企画提案書等の提出について

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案申請書（様式3）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 見積書（任意様式）
 - エ 誓約書（様式4）
 - オ 提案者の概要がわかるもの（会社案内等）
- (2) 提出部数
5部（正本1部、副本4部）
- (3) 受付
 - ア 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）
 - イ 提出先 「4 連絡先及び提出先」
 - ウ 提出期間 令和2年8月20日（木）17時00分まで
※提出後、企画提案書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行うこと。
- (4) 見積書
様式は任意であるが、以下に留意すること。
 - ア 実施に関わるすべての費用を消費税及び地方消費税の税率は10%として見積もること。
 - イ 経費算出の内訳を添付すること。その際、内訳の根拠となる資料を求めることがある。
- (5) 企画提案書に盛り込む内容
以下の項目については、必ず提案書に明記すること。その他、独創的なアイデアがあれば企画提案書に盛り込み、その手法が複数想定される場合には、それぞれの手法の長所・短所を比較考量し、その理由とともに提案することが望ましい。
 - ア 業務実施体制、作業工程
 - イ 現状調査の方法（調査体制（モニター等となる外国人等を含む。）、調査対象、調査項目（例）、調査時期、回収方法）
 - ウ イ. の現状調査の結果のとりまとめ及び分析方法、並びに整備計画案の策定方法
- (6) その他
 - ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
 - イ 企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
 - ウ 提案のあった企画提案書等は返却しない。
 - エ 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

9 企画審査

(1) 選定

プロポーザル参加事業者から、あらかじめ提出された提案書に基づき審査委員による書類審査の

うえ総合的に評価し決定する。

(2) 選定項目及び評価内容

提案いただいた事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

ア 業務内容の理解度

- ・紀伊半島の二次交通に関する現状・課題を把握しているか。
- ・業務の目的、内容について十分に理解しているか。

イ 提案内容の具体性

- ・提案内容は実現性のある具体的なものであるか。
- ・昨年度、熊野外国人観光客交通対策推進協議会において策定した整備方針「共通整備ガイド」の内容を踏まえたものであるか。

ウ 提案内容の独創性

- ・独自の発想に基づく提案が含まれるか。

エ 業務実施の確実性

- ・安定的に業務を遂行できる能力があり、必要な人員及び体制が十分確保されているか。

オ 見積書の内容

- ・単価や数量等が適正に見積もりされているか。

(3) 契約候補者の選定について

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。提案者が1者の場合においても、評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

(4) 評価点数が同点の場合

「ア 業務内容の理解度」の評価点が高い事業者を選定する。「ア 業務内容の理解度」が同点の場合は、以下順にイ、ウ、エ、オの評価点を比較し、点数が最も高い事業者を選定する。上記においても評価点が同点であった場合、選定委員の合議により契約候補者を選定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、選定後、速やかに参加者に通知する。

(6) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定後、速やかに和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課のホームページ上に次の内容を公表する。

ア 全提案者の評価点

イ 契約候補者の名称及び評価点ウ 契約候補者の選定理由

10 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「3 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
 - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

1.1 契約の締結

選定した契約候補者と協議会は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

1.2 その他

- (1) 企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 選定された場合には、担当者と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (3) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (4) 本契約により製作された成果品の著作権は紀伊半島外国人観光客受入推進協議会に帰属すること。

以上